和泉市自治基本条例案

(最終案)

平成21年5月

(仮称)和泉市自治基本条例案策定委員会

前	ַלו	文		1
釺	}	1章	総則	3
	(1)目的		3
	(2	2)最高	規範性	4
	(;	3)用語	の定義	4
釺	3 2	2章	自治の基本原則	6
	(4	4)情報	共有の原則	6
	(!	5)参加	・参画の原則	7
	((6)合意	に向けた話合いと説明責任の原則	7
	(7)協働	によるまちづくりの推進の原則	8
釺	3 :	3章	市民・事業者	9
	(8	8)市民	の権利	9
	(!	9)市民	の責務 [*]	1 0
	(10)子。	どもの権利 ²	1 1
	(11)事	業者の責務	1 1
釺	<u> </u>	4章	議会・議員	13
	(12)議会	会の役割及び責務 <i>*</i>	13
	(13)議員	員の責務	13
釺	3 !	5章	市長・職員	1 4
	(14)市{	長の責務 <i>′</i>	1 4
	(15)職員	員の責務	1 4
釺	₹ (6章	コミュニティ	16
	(16)⊐∃	ミュニティ	16
	(17)市[民相互の意見交換の場	1 9
爭	₹.	7 音	行政運営	21

	(18)行政運営の基本原則	.21
	(19)総合計画	.23
	(20)行政評価	.23
	(21)財政運営	.24
	(22)行政手続	.25
	(23)意見・要望・苦情等への対応	.26
	(24)人材育成	.27
	(25)危機管理	.27
	(26)子どもの育成	.28
穿	88章 参加・参画・協働	.29
	(27)市民と行政との意見交換の場	.29
	(28)政策立案過程への参画	.29
	(29)審議会等	.30
	(30)協働の促進	.32
	(31)協働による事業の実施方法	.33
	(32)住民投票	.34
穿	9 章 条例の実効性の確保	.37
	(33)市民自治推進委員会	.37
	(34)条例の見直し	.37

前文

「和泉」。その歴史は古く、神功皇后がこの地を訪れたところ、一夜にして清泉が湧き出したという泉井上神社の「和泉清水」が名称の由来と伝えられています。奈良時代には「和泉国」が誕生し、この地に国府が置かれました。この歴史ある名称を引き継いでいる私たちの「和泉市」は、先人たちが、和泉山脈や槇尾川、松尾川に代表される豊かな自然環境を守り育みながら、産業、伝統、文化を培い、発展させ、今日まで継承してきたまちです。

私たちは、先人たちが築き、守り育て、発展させてきた郷土「和泉市」を受け継ぎ、将来にわたり持続的に発展可能な地域社会の実現に取り組み、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのためには私たち市民一人一人は、お互いの人権を尊重しながら、まちづくりを人任せ、行政任せにすることなく、「まごころ」や「おもいやり」の心をもって自分たちにできることを誠実に実行し、自律していくとともに、「市民相互の協働」と「市民と行政との協働」によるまちづくりを実践していきます。

誰もが生き生きと安心して暮らせる、住んで良かったと誇りに思える和泉市を創るという夢を実現し、真に市民が主役のまちづくりを進めるため、ここに主権が市民に存することを宣言し、市民の思いを込めて和泉市の自治の最高規範としての和泉市自治基本条例を制定します。

【説明】

前文は、具体的な法規を定めたものではなく、その内容から直接法的効果が 生ずるものではありません。前文は、各個別の条文では伝えきれない自治に対 する思い、自治基本条例全体を貫く思いを分かりやすい言葉で表し、みんなで 共有していく役割を担っています。

和泉市らしさを過去から未来へ引き継いでいく

「和泉」という名称には、奈良時代に「和泉国」が誕生し、この地に国府が 置かれたという歴史があり、市民としての誇りの一つでもあります。また、和 泉山脈や槇尾川・松尾川に代表される豊かな自然環境を背景に、和泉市の産業、 伝統、文化は培われ、発展してきました。

豊かな地域社会を築き、維持、発展していくためには、物質面のみではなく、 市民としての誇り・和泉市らしさを市民全体で共有することが重要です。

先人たちが築いてきた本市の歴史・文化的な側面と、和泉山脈や槇尾川・松 尾川等の自然と共存しながら発展してきた古くからの集落と新しいニュータウ ン地区など、今日の和泉市は様々なものが共存して成り立っています。

前文の前半部分では、先人たちが築き、守り育て、発展させてきた郷土「和 泉市」を次世代に引き継いでいくという持続的に発展可能な地域社会をめざす という理念をうたっています。

市民の自律と市民相互の協働、市民と行政との協働によるまちづくりの実践 前文の後半部分では、持続的に発展可能な地域社会を実現していくため、これからの和泉市のまちづくりのあり方についてうたっています。

まず、市民一人一人は、お互いの人権を尊重しながら、誰もが「まごころ」 や「おもいやり」の心をもって自分たちにできることを誠実に実行し、まちづ くりに取り組むという理念を挙げています。

これからのまちづくりは、自律した市民による「市民相互の協働」によるまちづくりを実践していくこと、また、行政は、市民とともにまちづくりを行うという意識改革を行い、「市民と行政との協働」によるまちづくりを実践していくことにより、誰もが生き生きと安心して暮らせる、住んでよかったと誇りに思える和泉市を創っていくことを市民みんなの夢として挙げています。

最後に、市民がまちづくりの主役であることを宣言しています。

第1章 総則

(1)目的

(目的)

第1条 この条例は、市民が自治の担い手であることを確認し、自治に関する 基本事項を明らかにするとともに、市民及び市民相互の協働並びに市民と行 政との協働により、持続的に発展可能な地域社会を実現することを目的とし ます。

【説明】

住環境、ライフスタイルや人々の価値観の変化に伴い、市民ニーズの個別化・ 多様化が進む一方で、少子高齢化の進展に伴い、公共サービスの需要は益々増 大してきています。

必要な人が必要な公共サービスを受けられる住み良く豊かに暮らせる地域社会を築くためには、市民一人一人が自治の担い手として自分にできることを実行し、さらには市民相互の協働によってできること、市民と行政との協働によってできることを行うことで、市全体で公共サービスを担っていく地域社会の仕組みづくり・自治の仕組みづくりが求められています。

このことから、和泉市の自治に関する基本的な事項として、自治の担い手である市民の権利と責務、市民の負託を受けた議会及び市長の責務、自治の理念を実現するための基本となる原則、行政運営のあり方や仕組みを定め、「市民」、「市民相互の協働」及び「市民と行政との協働」によって、市民全体が将来にわたって豊かな公共サービスを享受できる、持続的に発展可能な地域社会を実現することをこの条例の目的として定めています。なお、持続的に発展可能な地域社会の実現のためには、今を起点に物事を決めるだけではなく、これまで先人たちが築き、守り育て、発展させてきたもの(有形・無形)をどう受け継

いでいくのか、あるいは、和泉市の将来を担う世代に何をどう引き継いでいくのかといった視点も大切です。

(2)最高規範性

(最高規範性)

第2条 この条例は、和泉市の自治における最高規範であり、他の条例、規則 等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性 を図らなければなりません。

【説明】

「規範」とは、行動や判断の基準を意味するものです。ここでは、自治基本条例を和泉市における自治の最高規範として位置付けています。法制上、条例には上下関係がありませんが、他の条例、規則等を制定及び改廃する場合において、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図ることにより、本条例の最高規範性を保持するものとしています。

(3)用語の定義

(用語の定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 - (1) 市民 市内に住み、働き、学び、若しくは活動するすべての人・団体 又は市内に事業所を置き、市内で事業活動を行う事業者をいいます。
 - (2) 事業者 事務所の所在地にかかわらず、市内で事業活動を行う事業者 をいいます。
 - (3) コミュニティ 互いに助け合い、心豊かな生活を送るため、地域や共 通の関心によってつながった連帯性を持つ、自主性と責任を持った市民で 構成される地域社会の多様な集団及び組織であって、公共性のある活動を

行うものをいいます。

- (4) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、 農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいいます。
- (5) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。
- (6) 参画 行政の政策等の立案、実施及び評価に至る過程に、市民が責任 を持って主体的に参加することをいいます。
- (7) 協働 市民と市民又は市民と行政とが、目的を共有しながら、互いを 尊重し合うことで、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、自主的な 行動に基づいて、相互に補完・協力し合うことをいいます。

【説明】

定義付けの意味は、自治基本条例の中では、この言葉はこのような意味で使います、ということを明らかにするものです。本条例では、自治のキーワードとなる市民、コミュニティ、まちづくり、協働等の定義について定めています。 (3)の「コミュニティ」の代表的なものには、住んでいる地域のつながりによる地縁型コミュニティである町会・自治会、子育てや環境保全など特定のテーマでの結びつきによるコミュニティである市民ボランティア団体・NPO法人などがあります。

第2章 自治の基本原則

(4)情報共有の原則

(情報共有の原則)

第4条 市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、まちづくりの情報を互いに提供し、共有するものとします。この場合において、市民及び行政は、個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければなりません。

【説明】

前文及び第1条「目的」で、これまでの行政主導型のまちづくりから、これからは、自治の担い手である自律した市民が、市民相互の協働及び市民と行政との協働を基礎としてまちづくりを行い、持続的に発展可能な地域社会の実現をめざすものとしていますが、それを達成するための基本原則として、「情報共有の原則」、「参加・参画の原則」、「合意に向けた話合いと説明責任の原則」、「協働によるまちづくりの推進の原則」の4つの柱を第4条から第7条で定めています。

情報共有の原則

協働でまちづくりを進めるには、まちづくりの情報を共有することが大前提です。

情報共有には市民同士の共有、市民と行政との共有があります。地域の課題を地域で共有し、解決したり、災害時に地域で助け合うためには、市民間、地域間でも情報共有が必要です。また、職員においては、行政情報は自治の担い手である市民から預かっているものという認識のもと、市民参画、協働によるまちづくりを進めるためには、市民との情報共有を今以上に進めていかなければなりません。

なお、情報公開や情報提供に当たっては、個人の権利や利益が侵害されることのないようにしなければなりません。

(5)参加・参画の原則

(参加・参画の原則)

第5条 私たち市民は、自治の担い手として、主体的にまちづくりに参加・参 画するものとします。

【説明】

参加・参画の原則

「自治」とは、自ら考え、参加・行動することですから、自治の担い手である市民は、住民自治の実現のために、まちづくりに積極的に参加・参画することが大前提であり、原則としています。市民は、「和泉市というまちを育てる」という視点で、まちづくりを他人任せにせず、市政について関心を持ち、自発的に参加・参画することが重要です。

(6)合意に向けた話合いと説明責任の原則

(合意に向けた話合いと説明責任の原則)

第6条 市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、互 いの意思疎通を図り合意に向けて十分話し合うとともに、その結果について の説明責任を負うものとします。

【説明】

合意に向けた話合いと説明責任

まちづくりを進めるためには、市民と市民又は市民と行政とが、お互いの意 思疎通を図った上で、合意に向けて十分に話し合うというプロセスを踏まえて いることが重要です。

また、市民や行政は、話合いの結果について、市民や行政に対して説明する 責任を負うことにもなります。

(7)協働によるまちづくりの推進の原則

(協働によるまちづくりの推進の原則)

第7条 市民と市民又は市民と行政は、目的を共有し、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力してまちづくりを進めるものとします。

【説明】

協働によるまちづくりの推進の原則

まちづくりの推進は、市民と市民又は市民と行政との協働によることを原則としています。

市民と市民又は市民と行政は、目的を共有し、その実現に向けてそれぞれの 役割と責任のもと、互いに助け合うことによってまちづくりを進めることにな ります。そのためには、互いの自主性を尊重し、対等な立場に立って信頼し合 うことが大切です。

第3章 市民・事業者

(8)市民の権利

(市民の権利)

第8条 私たち市民は、自治の担い手として、まちづくりに関して、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりの情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加・参画する権利

【説明】

市民の権利は、地方自治法で「普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利(第10条第2項)」、「普通地方公共団体の選挙に参与する権利(第11 条)」がありますが、それ以外の新たな市民の権利を保障するものです。

まちづくりの情報を知る権利

まちづくり(5ページ 定義(5)参照)の情報とは、行政の保有する情報のみならず、町会・自治会やNPOの保有するまちづくりに関する活動の情報などあらゆる情報をいいます。

市民が自ら考え、行動する前提として、まちづくりの情報について、市民相互、市民と行政との間で可能な限り情報量の差をなくす必要があるため、自治基本条例においてまちづくりの情報を知る権利を保障しています。

まちづくりに参加・参画する権利

自治基本条例において市民が自治の担い手であることを明らかにした上で、 まちづくりへの参加・参画権を明記しています。

市民は、参加・参画に当たって、自らが持つ豊かな知識と経験をいかすことができます。行政は、市民が参加・参画しやすい制度・環境を整えることによって参加・参画機会を提供し、かつ、参加・参画権が開かれていることを多く

の市民に周知することによって市民が自発的に参加する意欲を持てるよう促すよう努めなければなりません。

なお、ここでは、参加・参画に関する包括的な規定として定めていますので、 審議会や住民投票などの市政への参加・参画の具体的な規定は、第8章「参加・ 参画・協働」に定めています。

また、参加・参画権は、第3条「用語の定義」(1)「市民」に定義されるすべての人にありますが、権利の行使には、責務が伴うことにも注意が必要です。

(9)市民の責務

(市民の責務)

第9条 私たち市民は、この条例の規定に基づく権利を行使するに当たっては、一人一人が互いの人権を尊重し、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

【説明】

市民の責務に関しては、憲法で、 納税の義務、 勤労の義務、 教育を受けさせる義務が定められていますが、地方自治全般を通じた包括的な責務を定めた法令等は見当たりません。また、地方自治法第14条第1項の規定では、「市町村は、(中略)法令に反しない範囲において条例を制定することができる」とされていることから、ここでは、自治基本条例の理念を実現するために、市民にはどのような責務が必要なのかを明らかにし、新たに市民の責務として定めています。

市民は、自治の担い手であることを自覚し、自治の担い手として努力し、行動する上で、市全体の公益性と公共性の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

(10)子どもの権利

(子どもの権利)

第10条 子どもは、社会の一員として、まちづくりに参加・参画する権利を 有します。

【説明】

子どもは、本条例第3条第1号に規定する「市民」に含まれますが、自治やまちづくりは、大人が行うものと考えがちです。しかし、まちづくりへの参加・参画を考えるときには、民主主義に基づいて自治を行っていく必要があります。ここでは、直接意見を言える人が直接意見を言えない人の参加・参画をさまたげてしまわないように、それらのことを忘れないように、その象徴として、子どもは、社会の一員としてそれぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加・参画する権利があることを定めています。

(11)事業者の責務

(事業者の責務)

第11条 事業者は、和泉市のまちづくりにかかわる一員として、まちづくり について理解し、協力するよう努めなければなりません。

【説明】

事業者は、まちづくりにおいて、環境問題、大規模開発、雇用問題等、その 事業活動が地域社会に与える影響が大きいことから、事業者の責務を特別に定 めています。

自治基本条例では、「事業者もまちづくりの主体」という観点から、事業活動 と地域環境との調和や既存の住環境への配慮など「周辺住民の快適な住環境の 確保」といった視点や、公平な雇用機会の確保や人権擁護、法令遵守、消費者 保護、仕事と家庭の両立支援など「企業の社会的責任」といった視点で、事業 者の理解と協力が必要となるため、ここで定めています。

第4章 議会・議員

(12)議会の役割及び責務

(13)議員の責務

第4章関係については、議会で作成。

第5章 市長・職員

(14)市長の責務

(市長の責務)

第14条 市長は、市民の負託に応え、この条例の趣旨を尊重し、高い倫理観を持って、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

【説明】

市長は、市民の直接選挙で選ばれた市の代表者であることから、他の執行機関の権限とされている事項及び議会の権限とされている事項以外のすべての事務を管理・執行する広い権限を持っています。そのため、市長が行政を運営していくに当たっては、市民の負託に応え、市民の視点と高い倫理観を持って、公正かつ誠実に行わなければならないということをこの条文において定めています。

また、市長は、この条例の趣旨を尊重して行政運営を行うことを責務として 定めています。

(15)職員の責務

(職員の責務)

- 第15条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、倫理観の高揚に努め、 この条例その他の法令等を遵守し、公正・公平な職務執行に当たらなければ なりません。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の向上を図るとともに、創意工 夫をもって職務に精励しなければなりません。

【説明】

第1項 公正・公平な職務執行

職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、市民全体のために働くものとしての認識を持ち、倫理観の高揚に努め、この条例はもとよりあらゆる法令等を 遵守し、公正・公平な立場で職務を行う責務があることを定めています。

第2項 創意工夫で職務に精励

職員は、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を行う上で、また、市民 自治によるまちづくりを進めるために、和泉市の行政を運営していくプロスタ ッフとして必要とされる知識や技術を自発的に習得し、政策形成能力や調整能 力などの向上を図ることを定めています。

第6章 コミュニティ

(16)コミュニティ

(コミュニティ)

- 第16条 私たち市民は、防犯、防災、福祉などの地域社会における課題を解決し、豊かな地域社会を実現するために、コミュニティが果たす役割を認識し、コミュニティを守り育てるよう、一人一人ができることを行うものとします。
- 2 私たち市民は、災害時等に助け合うことができるよう、日頃から情報を共有し、連携体制を築くよう努めるものとします。
- 3 私たち市民は、互いに連携・協働し、将来を担う子どもが地域の中で健や かに成長する環境を確保するよう努めるものとします。
- 4 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、その活動の社会的 責任を自覚するとともに、民主的に組織を運営し、地域の活性化に努めるも のとします。
- 5 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、地域の課題を解決 するために、他のコミュニティとの情報交換・連携・協働を積極的に行うよ う努めるものとします。
- 6 行政は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援することができます。

【説明】

ここでいう「地域」とは、和泉市全体及び特定の地域の両方の意味を含みます。

本市のコミュニティを取り巻く状況は、都市部と旧集落間、あるいは、世代間で地域に対する愛着心に温度差があることや、全国的に少子高齢化が進展す

る中、家族形態の多様化により、大きな転換期を迎えています。

このような背景のもと、今までのコミュニティと市民との関係、コミュニティ自体のあり方及びコミュニティと行政との関係を見直し、新たな関係・あり方を定めています。

第1項 コミュニティの役割とコミュニティの維持・育成

地域コミュニティでは、防犯、防災、福祉、交通安全、子どもの安全、高齢者が集う場づくり等、様々な活動を行っていますが、「日頃、家にいないから地域は関係ない」、「自治会は役が当たるから面倒」といった理由から、地域活動と関わりを持とうとしない人々が増加していることが問題となっています。しかし、市民が自治の担い手として活躍するためには、地域自治・住民自治を担うコミュニティの果たしている役割について、今一度認識する必要があります。条文中の「一人一人ができること」とは、ある人にとっては、町会・自治会の役員を担うということであり、ある人にとっては、地域の清掃に参加することであるなど、一人一人の市民が自分で判断して、自分の意思で行う活動で、誰かに強制されて行うものではありません。しかしながら、そのような一人一人のできることが積み重なり合わさることで、地域の力となり、コミュニティを守り育てていくことができます。

第2項 地域での情報共有と助け合い

市民は、地域で日頃から情報を共有し、連携体制を築いておくことで、災害時等には、円滑な避難・救助活動を行うことが可能となります。個人情報保護の観点からの注意は必要ですが、必要最低限の情報交換は地域においてお互いを尊重しあいながら行っていくことが望まれます。

第3項 子どもの育成環境づくり

ここでは、家庭や学校だけではなく地域全体で子どもを守り、育てる必要が

あることを定めています。本条例の目的である持続的に発展可能な地域社会を 実現するためには、市民は、連携・協働し、次世代の和泉市のまちづくりを担 う子どもが地域の中で健やかに成長する環境を確保するよう努める必要があり ます。

第4項 コミュニティ活動のあり方

市民は、コミュニティ活動を行うに当たって、その活動の社会的責任を自覚し、民主的に組織を運営し、その活動内容が広く理解されるようにしなければなりません。その上で、地域住民の交流を深める活動を積極的に行い、みんなを巻き込んでいくことによって、コミュニティに活力をもたらしていくことが必要です。

第5項 コミュニティ相互の連携・協働

地域には町会・自治会、婦人会、子ども会、老人会などの地縁型のコミュニティと NPO 法人や各種ボランティア団体などのテーマ(例えば子育て支援、介護など)型のコミュニティがあり、それぞれが積極的に地域活動やイベントなどを行っています。しかし、さまざまな組織間の交流や連携が十分とれていないことから、よく似た行事が行われていたり、参加者が限られているなどの課題があります。

そこで、様々なコミュニティが、互いの立場や意見を尊重し合い、各主体が 抱える課題や地域全体の課題を解決するために、情報交換・連携・協働を積極 的に行うことで、住み良い地域社会の実現を図っていくことが求められていま す。

第6項 コミュニティと行政との関係

これまでは、行政が、町会・自治会など地縁型のコミュニティにイベントへの参加など市政への協力を「お願い」することや、NPO法人や各種ボランテ

ィア団体などのテーマ型のコミュニティに行政の行う公共サービスの一部を委託するという関係が多く見られました。こうした関係は協働の一形態ということができるものの、今後は、公共サービスをみんなで担っていく上で、両者の関係を改めて見直していく必要があります。

行政は、コミュニティの独自性・自主性を尊重するとともに、地域社会を活性化するために、「地域のことは地域運営のプロであるコミュニティ組織に委ねる」という考えのもと、地縁型のコミュニティとテーマ型のコミュニティ間の中間コーディネート役や各活動主体が情報交換する場の提供など、具体的に実現可能な支援を進めていく必要があります。

地縁型コミュニティ・・・町会・自治会など、住んでいる地域のつながり を基盤としたコミュニティをいいます。

テーマ型コミュニティ・・・NPO法人など、子育て、高齢者福祉、環境 等の特定のテーマによって結びついているコミュニティをいいます。

(17)市民相互の意見交換の場

(市民相互の意見交換の場)

第17条 私たち市民は、地域における情報交換及びまちづくりについての意見交換を行う場として、対話の場を設置することができます。この場合において、行政は、市民からの申出があるときには、その運営に必要な技術的支援を行うことができます。

【説明】

ここでいう「対話の場」とは、市民誰もが自由な立場で参加し、まちづくり についての意見交換をすることができる場です。例えば、町会・自治会館や小 学校の空き教室など、地域にある身近な施設に月1回程度集まって、地域の課 題を共有し、解決策を話し合うことを目的とした「まちづくり井戸端会議」などです。なお、課題の解決以外にも、このような対話の場での交流を行うことにより、地域での連携・信頼関係を築いていくことができやすくなります。

また、ここでいう「運営に必要な技術的支援」とは、会議の運営が円滑にいくよう、進行を行ったり、意見を取りまとめたりする人(ファシリテーター)や、人と人や地縁型のコミュニティとテーマ型のコミュニティ間の橋渡し・調整役を担う人(コーディネーター)の育成や派遣を行うことなどをいいます。

第7章 行政運営

(18)行政運営の基本原則

(行政運営の基本原則)

- 第18条 行政運営は、法令等を遵守し、公正・公平を確保し、透明性を高め、 市民との信頼関係を築くことを原則とします。
- 2 行政は、行政情報を市民の市政参加の基礎情報と捉え、適切な時期に分かりですく提供することにより、市民との情報の共有に努めなければなりません。
- 3 行政は、市民に対し積極的に参加・参画の機会を設けるとともに、市民意見を踏まえた行政運営を行わなければなりません。
- 4 行政は、最も効率的で効果的な行政運営を行うため、その手法を常に検討 かつ選択するよう努めるものとします。

【説明】

第7章「行政運営」は、行政内部の運営について定めるものであり、市民、 議会、行政の三者による市政運営とは異なります。ここでは、第2章「自治の 基本原則」第4条から第7条に基づき、行政に特化して定めています。

第1項 市民との信頼関係の構築

第2章「自治の基本原則」の第5条「参加・参画の原則」、第6条「合意に向けた話合いと説明責任の原則」及び第7条「協働によるまちづくりの推進の原則」に基づき、行政運営は、法令等を遵守し、公正・公平を確保し、透明性を高め、市民との信頼関係を築くことが、まず第一として定めています。

第2項 情報提供

第2章「自治の基本原則」の第4条「情報共有の原則」に基づき、行政情報の提供について定めています。行政情報は、本来、市民から預かっているもの

です。職員は、いつでも情報提供できるよう適正な文書管理に取り組み、積極的に情報提供していかなければなりません。また、市民の知る権利を保障するとともに、市政の透明性の確保から情報公開条例を定め、条例に基づき公文書の情報公開を行っていますが、市民との情報共有を進めるためには、行政が保有する情報をそのまま市民に提供する方法のみではなく、施策の計画段階から推進状況に至る各段階において、適切な時期に、分かりやすく市民に情報提供することも必要です。それと同時に、市民も、行政からの情報提供を待っているだけでなく、自ら情報を入手するよう努力する必要があります。

なお、情報提供は「すみやか」に行うことが理想ですが、ここでは、より分かりやすく情報を提供するという観点から、その提供時期についても配慮する必要があるため、「適切な時期に」という表現を用いています。

第3項 市民意見を取り入れた行政運営

第2章「自治の基本原則」の第5条「参加・参画の原則」に基づき、市民意見を取り入れた行政運営について定めています。行政は、市政への市民参加・参画の機会を積極的に設けるとともに、職員は、まちづくりを担うプロのスタッフとして、生活者としての市民意見を市政に取り入れるよう努めなければなりません。

なお、市民意見とは、本来、合意を必要とするものではありませんが、ここでの「市民意見」とは、第2章「自治の基本原則」の第6条「合意に向けた話合いと説明責任の原則」に基づくもので、課題に対して、立場の異なる様々な市民が議論し、一定の合意を得た意見を指します。

第4項 効率的・効果的な行政運営

地方分権、少子高齢社会の進展等により、今後も厳しい財政状況が予想される中、行政には、市民から預かった税金等をより一層有効に使うという自治体

経営の観点が求められています。このため、行政は、顧客指向、成果重視などの考え方に基づき、最も効率的・効果的な手法を常に検討かつ選択するよう努めることを定めています。

(19)総合計画

(総合計画)

第19条 行政は、この条例の趣旨に沿って、まちづくりの目標とその達成方針を定めた総合計画を策定し、その進行管理を的確に行わなければなりません。

【説明】

地方自治法第2条第4項で、市町村は、その事務を処理するに当たっては、 議会の議決を経て基本構想(総合計画)を定め、これに即して行うことが規定 されています。

自治基本条例は、自治のあるべき姿とそれを達成するために情報共有や協働に関するルールを定めるものであり、総合計画は、市のまちづくりの各種の具体的な計画すべての基本となるものであることから、当然のこととして、本市の自治の基本である本条例の趣旨に沿って定められなければなりません。したがって、総合計画は、政策立案から実行まで市民と協働して行う必要があります。

(20)行政評価

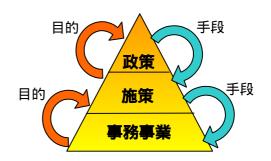
(行政評価)

第20条 行政は、行政評価を行うに当たり、評価結果を公表するとともに、 市民の意見を取り入れた評価制度の運用を行わなければなりません。

【説明】

すべての行政活動は、政策・施策・事務事業の3層構造に整理することがで

きます。行政評価とは、政策・施策・事務 事業について、あらかじめ設定した基準や 指標に対して、その達成度や成果、妥当性 を判定し、継続的に見直しや改善を行うた



めの仕組みです。透明性の高い市政運営を行うために、評価の結果を市民に公表し、行政は、説明責任を果たさなければなりません。また、総合計画で定められている政策や施策がどの程度達成されているのかを評価するためには、政策や施策の達成度合いを分かりやすく客観的に評価できる指標を設定する必要があります。このため、指標づくりに際しては、行政内部の判断だけでなく、市民の意見も取り入れながら、市民と職員の双方が客観的に評価できる指標の設定を工夫しなければなりません。

(21)財政運営

(財政運営)

- 第21条 行政は、総合計画に基づいた財政計画を定めるとともに、限られた 財源を有効に配分した予算編成及び効率的かつ効果的な予算執行を行わな ければなりません。
- 2 行政は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民に分かりやすく財政 状況を公表しなければなりません。

【説明】

自治体財政は、市民の税金等によって支えられていることから、予算の編成 や執行、財政状況が市民に分かりやすく公表され、また適正かつ効率的に執行 されることが必要です。ここでは、こうした財政運営の基本事項を定めるもの です。

第1項 総合計画に基づいた財政計画、健全な財政運営

行政は、事業の継続実施を前提にするのではなく、社会状況の変化に応じて 事業手法や事業の実施そのものの見直しを行うなど、従来の慣習にとらわれる ことなく、総合計画に基づいた中期的な財政計画を策定し、職員に周知するこ とで、職員一人一人が財政状況の概要を把握し、無駄な支出を省き、限られた 財源を有効に配分した予算編成を行い、総合計画の目標達成に向けた効率的か つ効果的な予算執行を行うなど健全な財政運営が求められます。

第2項 財政状況の公表

行政は、毎年度の予算編成方針から予算決定、予算執行、決算認定までに至る財政運営の状況を、市民に分かりやすく公表しなければなりません。

なお、市民へ公表する際には、単なる数値の羅列ではなく、全国統一の健全 化指標や図表を用いることや、予算査定結果を公開することなど、市民が理解 しやすいように工夫しなければなりません。

(22)行政手続

(行政手続)

- 第22条 行政は、行政運営における公正・公平の確保と透明性の向上を図る ため、行政手続を明確にするとともに、速やかに処理を行うものとします。
- 2 行政は、市の基本的な計画、市民生活に多大な影響を及ぼす条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、 広く市民の意見を聴く手続を取らなければなりません。

【説明】

第1項 行政手続の明確化と速やかな処理

ここでは、行政運営における公正・公平の確保と透明性の向上を図るため、 許認可申請、届出、行政指導などの行政手続に関するルールを市民に明らかに し、行政手続を明確にするとともに、速やかに処理を行うことを定めています。

第2項 意見公募手続

現在、行政ではパブリックコメントや公聴会の手続を運用すること等によって市民の意見収集に取り組んでいますが、本規定は、これらの意見聴取手続を運用する根拠となるものです。ただ、現状では十分な効果を発揮しているとは言えない状況です。このため、行政は、意見公募手続(パブリックコメント手続)の制度化について検討し、収集した意見に対する行政の対応結果を公表するなど、案の公表、案についての意見聴取、意見に対する行政の対応の公表という具体的な手順を定めなければなりません。

(23)意見・要望・苦情等への対応

(意見・要望・苦情等への対応)

第23条 行政は、市民からの意見・要望・苦情等に迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとします。

【説明】

ここでは、市民からの意見等に対する行政の対応責務について定めています。 市民からの意見、要望、苦情等に対して、行政は、迅速かつ誠実に対応しなければなりません。そのため行政は、相互に連携を取って、迅速に回答・対応できる組織体制を築く必要があります。また、意見等から得られた情報を政策等へ反映していくことも重要です。

(24)人材育成

(人材育成)

第24条 市長は、職員一人一人の能力向上により、組織力の向上を図るため、 積極的に人材育成施策を行わなければなりません。

【説明】

行政は、常に職員一人一人の能力の向上を図り、組織としての力を高め、多様な市民ニーズや突発的な状況に創意工夫をもって対応していかなければなりません。そのために、市長は、職員の人材育成を市の重要な施策として行わなければならないことを定めています。

(25)危機管理

(危機管理)

第25条 行政は、危機の未然防止に努めるとともに、危機の発生時において 迅速かつ的確な対応ができるよう、危機管理体制の強化に取り組まなければ なりません。

【説明】

ここでは、日常に起こりうる事故や多様化する社会的・人為的な災害などの 危機を未然に防止できるよう努めるとともに、大規模災害などにおける危機の 発生時には、迅速かつ的確な対応による被害の抑止、軽減化を図るため、危機 管理体制の強化に取り組むことを定めています。

(26)子どもの育成

(子どもの育成)

第 2 6 条 行政は、保護者、地域住民及び関係団体と連携・協働し、将来を担 う子どもが健やかに成長できる環境の確保に努めるものとします。

【説明】

ここでは、子どもの育成環境を確保するための行政の役割を定めています。 行政は、保護者、地域住民、子どもに関係する団体が連携・協働できるよう、 子どもの育成に関する行政組織内の連携体制を強化し、子どもの育成環境の確 保に関して総合的な視点をもって施策展開を行うことで、次世代の和泉市のま ちづくりを担う子どもが健やかに成長する環境を確保するよう努める必要があ ります。

第8章 参加・参画・協働

(27)市民と行政との意見交換の場

(市民と行政との意見交換の場)

- 第27条 市民及び行政は、協働によるまちづくりを進めるために、市民と行政との意見交換を目的とする場を設置することができます。
- 2 行政は、前項に規定する場での意見を政策に反映させるよう努めなければ なりません。

【説明】

これまでは、行政が政策を実現するための事業内容を決定してから、それを 市民に説明するという方法が多かったのですが、これからは、地域の様々な課 題を解決するため、政策を立てる前に市民の意見を聞くことからはじめること が「市民と行政との協働」の第一歩となります。このため市民と行政が対等の 立場で自由な雰囲気で話し合える場を作っていく必要があります。また、行政 は、それらの場での市民からの意見を、生活者の視点に立った意見として真摯 に受け止め、まちづくりのプロの視点に立って、いかに政策に反映させていく かを検討しなければなりません。

(28)政策立案過程への参画

(政策立案過程への参画)

- 第28条 私たち市民は、政策の立案過程に参画することができます。
- 2 行政は、市民が政策の立案過程に参画できるよう適切な措置を講ずるよう 努めなければなりません。

【説明】

ここでいう「政策」とは、個々の具体的な事業等ではなく、総合計画や行財

政改革プラン、都市計画マスタープラン、地域福祉計画、環境基本計画、生涯 学習推進プランなど行政全般にかかわるものや各分野の最も基本となる計画や 方針のことをいいます。

ここでは、市民には行政各分野の基本となる政策の立案過程に参画する権利 があることを明らかにした上で、そのために行政は適切な措置を講ずるよう努 めなければならないことを定めています。そのためには例えば、当事者市民を 含む市民懇談会を開催し、その提言を踏まえて政策の原案を立案することなど が考えられます。

(29)審議会等

(審議会等)

- 第29条 審議会等の委員の選任に当たっては、多様な意見を取り入れるため、公募の委員を加えるよう努めなければなりません。
- 2 審議会等は、その審議が充実したものになるように、会議の趣旨に応じて 運営方法を検討しなければなりません。
- 3 審議会等の会議及び会議録は、市政の公平性・透明性の推進のため、原則 公開とします。
- 4 審議会等に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

【説明】

「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長等の執行機関の附属機関を指します。審議会等は、専門家や市民等の意見を行政運営に反映するため、法律や条例に基づいて設けられ、調査、審議、審査などを行います。附属機関への参画は、市の政策形成に大きな役割を果たす市民参加の重要な手段であることから、自治基本条例で市民委員の公募や審議の充実、

会議の公開等について定めるものです。

なお、要綱等で設置された審議会に準ずる委員会等についても、この規定の 趣旨を尊重するものとします。

第1項 委員構成

審議会等は、多様な意見を取り入れるため、委員構成について、年齢、性別、 地域性等も考慮にいれ、偏りのないものとしなければなりません。また、市民 公募により幅広く人材を選出することに努めるものとし、法令等の定め、ある いは、規定の制約等がない審議会等において市民公募を行わない場合は、委員 構成について説明責任を果たさなければなりません。

第2項 審議の充実

審議会の開催に当たっては、行政は、その審議が充実したものになるように、会議の趣旨に応じて運営方法を検討しなければなりません。例えば、市民委員が積極的に議論に参画できるように、必要な知識習得の機会を提供することや、審議会開催前に意見公募手続(パブリックコメント手続)を行い、その後の審議に多様な市民の視点が取り入れられるようにするといった工夫も必要です。会議の進行についても行政主導型を前提とせず、会議の趣旨に応じて会議等の運営方法も検討する必要があります。

また、審議会等は、市長からの諮問に対して答申するだけではなく、市長に 対し意見表明をしていくことができます。

第3項 会議の公開と会議録の整備・公開

会議の公開は、市政の公平性・透明性の推進のため本市が今後取り組まなければならない重要なことの一つであることから、原則公開というルールを定めるものです。多くの市民に議論の過程や結果を公開することで、透明性の高い市政運営につながり、ひいては市民の信頼を得ることができます。また、非公

開とした審議会等は、公開できない理由を明らかにし、その理由を公表しなければなりません。

行政は、審議会等の開催日について、土日や夜間に開催することも含めて多くの市民が参加できる体制づくりを検討し、その上で、事前に十分周知を図ることにより、多くの市民が傍聴できる体制を整えなければなりません。

また、会議録等に関しても、個人情報などを除き、すべて公開することを原 則としています。

第4項 委任

審議会等に関して必要な事項は、「市長が別に定める」としています。

(30)協働の促進

(協働の促進)

第30条 行政は、公共サービスにおける市民やコミュニティの役割を認識 し、積極的に協働によるまちづくりを推進していかなければなりません。

【説明】

行政の行う公共サービスには、公平性・平等性の原則があり、多様な市民ニーズや個別の市民ニーズに対応することには限界があります。必要な人が必要な公共サービスを受けられるようにするために、行政は、市民やコミュニティ(町会・自治会、NPO法人等)の自主性・自発性・多様性・柔軟性・先駆性といった特性を尊重し、その役割を認識し、積極的に協働によるまちづくりを推進していかなければならないことを定めています。

これまでは、行政は主導的な立場で、市民等は行政サービスのお手伝いをするといった、必ずしも対等な立場とはいえない場合もありました。これからは、 第2章「自治の基本原則」の第7条「協働によるまちづくりの推進の原則」に 基づき、市民も行政も互いに知恵と力を出し合うことで、住みよいまちづくり を進めていく必要があります。

(31)協働による事業の実施方法

(協働による事業の実施方法)

- 第31条 市民と行政は、協働による事業の実施に当たり、互いを公共サービスを分担する対等なパートナーとして捉え、相互の役割と責任を理解し、事業の企画段階から協働するよう努めるものとします。
- 2 協働事業を行う者は、互いに情報共有・情報公開に努めるものとします。
- 3 市民と行政は、公共サービスのさらなる向上のために、事業実施後にその 事業効果等の客観的評価を行うものとします。

【説明】

協働によるまちづくりを進めるためには、協働事業を行う者同士が、互いを対等なパートナーとして捉え、事業の企画段階から協働していくことも必要です。

事業を進めていく上で、行政は、事業に関わる申請や審査、決定の手続きの 透明性を図る必要があります。一方、協働のパートナーであるコミュニティ自 身も公共を担う立場である以上、積極的に活動方針、財務状況、活動実績等に 関する情報を公開するなど、市民に向けて認知度と信頼度を高めていくことが 求められています。

また、市民と行政が協働事業を行う場合には、あらかじめ評価方法を定めて おき、公共サービスのさらなる向上のために、事業実施後にその事業効果や協 働の進め方について、客観的評価を行うものとします。

(32)住民投票

(住民投票)

- 第32条 本市に住所を有する年齢満16歳以上の者(外国人を含む。第4項において同じ。)は、市政にかかわる重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- 2 市長は、市政にかかわる重要事項について、自ら住民投票を発議すること ができます。
- 3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 4 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する満 16 歳以上の者とします。
- 5 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 6 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

【説明】

現行の地方自治制度は、住民の意思の反映について、選挙によって選ばれた 議員による議会や市長を中心とする間接民主制が基本とされています。住民投 票制度は、間接民主制を否定するものではなく、市に重大な影響を及ぼす事項 について、直接住民の意思を議会や市長に届けることにより間接民主制を補完 するものです。

住民投票制度には、特定の問題に限りその都度条例で定める個別設置型条例と、住民投票を実施する場合の要件・手続等をあらかじめ定めておく常設型条例がありますが、住民投票を行う必要があるような重要事項が発生した場合に、条例の制定から着手したのでは、作業が広範囲に及び期間も要することから、

本市では、常設型の住民投票条例を制定するものです。

第1項 住民発議

第1項では、自治基本条例における市民の参加・参画、協働によるまちづく りの推進の考え方に基づき、住民投票の実施について、住民発議(実施請求権) を明記しました。今後本格化する地方分権化の潮流の中で、今回の自治基本条 例の制定を契機とし、市民の市政への参画機会を制度的に保障し、真に市民と 行政との協働のまちづくりの実現をめざすものです。

発議できる者の年齢については、第10条「子どもの権利」に基づき、より 広い年齢層の意見を取り入れる観点から、義務教育修了後の満16歳からとし ました。なお、永住資格や一定の在留資格をもって引き続き3年以上日本に在 留している外国人のうち、本市に住所を有する人についても同様としています。

住民発議に要する署名数については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)で、「市町村の合併に関する住民が話し合う協議会の設置請求」が議会で否決された場合、「6分の1以上」の連署で住民投票を実施しなければならないと定められていることや、住民投票を実施する上で、「6分の1以上」は、和泉市の住民数から一定のハードルとなり得ると考えられることから、「6分の1以上」としています。

第2項 市長の発議

市長は、市政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議できることを明記しました。

第3項 住民投票の実施

第1項の規定による住民からの請求を市長は拒むことができず、請求があった場合は住民投票が実施されることとなります。

第4項 投票権

第1項と同様の考え方から、住民投票の投票権も満16歳以上の住民(外国人を含む。)としています。

第5項 住民投票の結果の取扱い

住民投票の結果には、法的拘束力はありませんが、市議会や市長は、住民の 意思を真摯に受け止め、住民投票の結果を尊重しなければならないことを定め ています。

第6項 条例への委任

ここでは、住民投票に付すべき事項や投票資格者の具体的な範囲など、住民投票を実施するために必要な事項を常設型の条例として定めることとしています。

第9章 条例の実効性の確保

(33)市民自治推進委員会

(市民自治推進委員会)

- 第33条 この条例をいかし育て、より実効性を高めるため、市長の附属機関として和泉市市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。
- 2 委員会は、委員10人以内をもって組織します。
- 3 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとします。
 - (1) この条例の運用に関すること。
 - (2) この条例の運用状況に関する意見の表明に関すること。
 - (3) この条例の見直しに関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の推進に関すること。

【説明】

この条例が適切に運用されているかどうかチェックを行うため、市長の附属機関として和泉市市民自治推進委員会を設置します。この委員会は、委員10人以内をもって組織します。委員会では、 この条例の運用に関すること、 この条例の運用状況に関する意見の表明に関すること、 この条例の見直しに関すること、 その他この条例の推進に関することを調査審議します。

(34)条例の見直し

(条例の見直し)

第34条 市長は、この条例をいかし育てるために、条例の施行の日から5年 を超えない期間ごとに見直さなければなりません。

【説明】

自治基本条例を本市の自治における最高規範としてふさわしい形で実質的に機能させるため、また、社会経済情勢の変化に対応するためには、条例の見直しを行う必要があります。市長の任期や総合計画基本計画の期間から、5年を超えない期間ごとにこの条例の内容を検討し、時代経過による条例の形骸化を防止し、その時代に即した条例に育てていかなければなりません。なお、必要があるときには、改正条例の提案をするなど必要な措置を取らなければなりません。

(仮称)和泉市自治基本条例案策定委員会 和泉市自治基本条例案(最終案)

目 次

前文

- 第1章 総則(第1条~第3条)
- 第2章 自治の基本原則(第4条~第7条)
- 第3章 市民・事業者(第8条~第11条)
- 第4章 議会・議員(第12条・第13条)
- 第5章 市長・職員(第14条・第15条)
- 第6章 コミュニティ(第16条・第17条)
- 第7章 行政運営(第18条~第26条)
- 第8章 参加・参画・協働(第27条~第32条)
- 第9章 条例の実効性の確保(第33条・第34条)

前文

「和泉」。その歴史は古く、神功皇后がこの地を訪れたところ、一夜にして清泉が湧き出したという泉井上神社の「和泉清水」が名称の由来と伝えられています。奈良時代には「和泉国」が誕生し、この地に国府が置かれました。この歴史ある名称を引き継いでいる私たちの「和泉市」は、先人たちが、和泉山脈や槇尾川、松尾川に代表される豊かな自然環境を守り育みながら、産業、伝統、文化を培い、発展させ、今日まで継承してきたまちです。

私たちは、先人たちが築き、守り育て、発展させてきた郷土「和泉市」を受け継ぎ、 将来にわたり持続的に発展可能な地域社会の実現に取り組み、次世代へ引き継いでいか なければなりません。

そのためには私たち市民一人一人は、お互いの人権を尊重しながら、まちづくりを人任せ、行政任せにすることなく、「まごころ」や「おもいやり」の心をもって自分たちにできることを誠実に実行し、自律していくとともに、「市民相互の協働」と「市民と行政との協働」によるまちづくりを実践していきます。

誰もが生き生きと安心して暮らせる、住んで良かったと誇りに思える和泉市を創るという夢を実現し、真に市民が主役のまちづくりを進めるため、ここに主権が市民に存することを宣言し、市民の思いを込めて和泉市の自治の最高規範としての和泉市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が自治の担い手であることを確認し、自治に関する基本事項 を明らかにするとともに、市民及び市民相互の協働並びに市民と行政との協働により、

持続的に発展可能な地域社会を実現することを目的とします。

(最高規範性)

第2条 この条例は、和泉市の自治における最高規範であり、他の条例、規則等の制定 及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図らなければな りません。

(用語の定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ によります。
 - (1) 市民 市内に住み、働き、学び、若しくは活動するすべての人・団体又は市内 に事業所を置き、市内で事業活動を行う事業者をいいます。
 - (2) 事業者 事務所の所在地にかかわらず、市内で事業活動を行う事業者をいいます。
 - (3) コミュニティ 互いに助け合い、心豊かな生活を送るため、地域や共通の関心によってつながった連帯性を持つ、自主性と責任を持った市民で構成される地域社会の多様な集団及び組織であって、公共性のある活動を行うものをいいます。
 - (4) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいいます。
 - (5) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。
 - (6) 参画 行政の政策等の立案、実施及び評価に至る過程に、市民が責任を持って 主体的に参加することをいいます。
 - (7) 協働 市民と市民又は市民と行政とが、目的を共有しながら、互いを尊重し合うことで、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、自主的な行動に基づいて、相互に補完・協力し合うことをいいます。

第2章 自治の基本原則

(情報共有の原則)

第4条 市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、まちづくりの情報を互いに提供し、共有するものとします。この場合において、市民及び行政は、個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければなりません。

(参加・参画の原則)

第5条 私たち市民は、自治の担い手として、主体的にまちづくりに参加・参画するものとします。

(合意に向けた話合いと説明責任の原則)

第6条 市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、互いの意思 疎通を図り合意に向けて十分話し合うとともに、その結果についての説明責任を負う ものとします。

(協働によるまちづくりの推進の原則)

第7条 市民と市民又は市民と行政は、目的を共有し、それぞれの役割及び責任のもと、 自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力してまちづくりを進めるものとします。

第3章 市民・事業者

(市民の権利)

- 第8条 私たち市民は、自治の担い手として、まちづくりに関して、次に掲げる権利を 有します。
 - (1) まちづくりの情報を知る権利
 - (2) まちづくりに参加・参画する権利

(市民の責務)

第9条 私たち市民は、この条例の規定に基づく権利を行使するに当たっては、一人一人が互いの人権を尊重し、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。 (子どもの権利)

- 第10条 子どもは、社会の一員として、まちづくりに参加・参画する権利を有します。 (事業者の責務)
- 第11条 事業者は、和泉市のまちづくりにかかわる一員として、まちづくりについて 理解し、協力するよう努めなければなりません。

第4章 議会・議員

第4章関係については、議会で作成。

第5章 市長・職員

(市長の責務)

第14条 市長は、市民の負託に応え、この条例の趣旨を尊重し、高い倫理観を持って、 公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

(職員の責務)

- 第15条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、倫理観の高揚に努め、この条例 その他の法令等を遵守し、公正・公平な職務執行に当たらなければなりません。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の向上を図るとともに、創意工夫をもって職務に精励しなければなりません。

第6章 コミュニティ

(コミュニティ)

- 第16条 私たち市民は、防犯、防災、福祉などの地域社会における課題を解決し、豊かな地域社会を実現するために、コミュニティが果たす役割を認識し、コミュニティを守り育てるよう、一人一人ができることを行うものとします。
- 2 私たち市民は、災害時等に助け合うことができるよう、日頃から情報を共有し、連 携体制を築くよう努めるものとします。
- 3 私たち市民は、互いに連携・協働し、将来を担う子どもが地域の中で健やかに成長 する環境を確保するよう努めるものとします。
- 4 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、その活動の社会的責任を自 覚するとともに、民主的に組織を運営し、地域の活性化に努めるものとします。
- 5 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、地域の課題を解決するために、他のコミュニティとの情報交換・連携・協働を積極的に行うよう努めるものとします。
- 6 行政は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援することができます。

(市民相互の意見交換の場)

第17条 私たち市民は、地域における情報交換及びまちづくりについての意見交換を 行う場として、対話の場を設置することができます。この場合において、行政は、市 民からの申出があるときには、その運営に必要な技術的支援を行うことができます。

第7章 行政運営

(行政運営の基本原則)

- 第18条 行政運営は、法令等を遵守し、公正・公平を確保し、透明性を高め、市民との信頼関係を築くことを原則とします。
- 2 行政は、行政情報を市民の市政参加の基礎情報と捉え、適切な時期に分かりやすく 提供することにより、市民との情報の共有に努めなければなりません。
- 3 行政は、市民に対し積極的に参加・参画の機会を設けるとともに、市民意見を踏ま えた行政運営を行わなければなりません。
- 4 行政は、最も効率的で効果的な行政運営を行うため、その手法を常に検討かつ選択 するよう努めるものとします。

(総合計画)

第19条 行政は、この条例の趣旨に沿って、まちづくりの目標とその達成方針を定め

た総合計画を策定し、その進行管理を的確に行わなければなりません。

(行政評価)

第20条 行政は、行政評価を行うに当たり、評価結果を公表するとともに、市民の意見を取り入れた評価制度の運用を行わなければなりません。

(財政運営)

- 第21条 行政は、総合計画に基づいた財政計画を定めるとともに、限られた財源を有効に配分した予算編成及び効率的かつ効果的な予算執行を行わなければなりません。
- 2 行政は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民に分かりやすく財政状況を公表しなければなりません。

(行政手続)

- 第22条 行政は、行政運営における公正・公平の確保と透明性の向上を図るため、行 政手続を明確にするとともに、速やかに処理を行うものとします。
- 2 行政は、市の基本的な計画、市民生活に多大な影響を及ぼす条例等を市議会に提案 し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見 を聴く手続を取らなければなりません。

(意見・要望・苦情等への対応)

第23条 行政は、市民からの意見・要望・苦情等に迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとします。

(人材育成)

第24条 市長は、職員一人一人の能力向上により、組織力の向上を図るため、積極的 に人材育成施策を行わなければなりません。

(危機管理)

第25条 行政は、危機の未然防止に努めるとともに、危機の発生時において迅速かつ 的確な対応ができるよう、危機管理体制の強化に取り組まなければなりません。

(子どもの育成)

第26条 行政は、保護者、地域住民及び関係団体と連携・協働し、将来を担う子どもが健やかに成長できる環境の確保に努めるものとします。

第8章 参加・参画・協働

(市民と行政との意見交換の場)

- 第27条 市民及び行政は、協働によるまちづくりを進めるために、市民と行政との意見交換を目的とする場を設置することができます。
- 2 行政は、前項に規定する場での意見を政策に反映させるよう努めなければなりませ

 h_{\circ}

(政策立案過程への参画)

- 第28条 私たち市民は、政策の立案過程に参画することができます。
- 2 行政は、市民が政策の立案過程に参画できるよう適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(審議会等)

- 第29条 審議会等の委員の選任に当たっては、多様な意見を取り入れるため、公募の 委員を加えるよう努めなければなりません。
- 2 審議会等は、その審議が充実したものになるように、会議の趣旨に応じて運営方法 を検討しなければなりません。
- 3 審議会等の会議及び会議録は、市政の公平性・透明性の推進のため、原則公開とします。
- 4 審議会等に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

(協働の促進)

第30条 行政は、公共サービスにおける市民やコミュニティの役割を認識し、積極的 に協働によるまちづくりを推進していかなければなりません。

(協働による事業の実施方法)

- 第31条 市民と行政は、協働による事業の実施に当たり、互いを公共サービスを分担 する対等なパートナーとして捉え、相互の役割と責任を理解し、事業の企画段階から 協働するよう努めるものとします。
- 2 協働事業を行う者は、互いに情報共有・情報公開に努めるものとします。
- 3 市民と行政は、公共サービスのさらなる向上のために、事業実施後にその事業効果等の客観的評価を行うものとします。

(住民投票)

- 第32条 本市に住所を有する年齢満16歳以上の者(外国人を含む。第4項において同じ。)は、市政にかかわる重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- 2 市長は、市政にかかわる重要事項について、自ら住民投票を発議することができます。
- 3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなり ません。
- 4 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する満 16 歳以上の者とします。

- 5 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 6 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

第9章 条例の実効性の確保

(市民自治推進委員会)

- 第33条 この条例をいかし育て、より実効性を高めるため、市長の附属機関として和 泉市市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。
- 2 委員会は、委員10人以内をもって組織します。
- 3 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとします。
 - (1) この条例の運用に関すること。
 - (2) この条例の運用状況に関する意見の表明に関すること。
 - (3) この条例の見直しに関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の推進に関すること。

(条例の見直し)

第34条 市長は、この条例をいかし育てるために、条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに見直さなければなりません。

(仮称)和泉市自治基本条例案策定委員会 平成 21 年 5 月

(事務局)和泉市ひと・まち創造部公民協働推進室 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号 電 話 0725-41-1551 ファックス 0725 41-1944